

## 村上市公式 X 運用方針

### 1 目的

ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）である X を活用し、市の取り組みやイベント等の行政情報を効果的に発信するほか、災害時の迅速な情報提供に活用することを目的に運用します。

### 2 アカウント情報

- (1) アカウント名：新潟県村上市
- (2) URL：[https://twitter.com/murakami\\_city](https://twitter.com/murakami_city)

### 3 アカウントの管理及び運用

管理者は企画戦略課長とし、運用者は企画戦略課企画政策室職員とします。ただし、アカウントの利用及び情報発信は、所管課（局）で行うこととします。

### 4 投稿者

村上市公式 X を利用して情報発信を行う者は、情報を発信する所管課（局）の職員のうち、所管課（局）長が指名した者としてします。その他、X による情報発信が必要な時は、企画戦略課企画政策室職員が行うこととします。

### 5 情報発信の決定

情報発信については、所管課（局）長の決裁を必要とすることとします。ただし、X の即効性が必要な情報については、投稿者の判断のもと情報発信できるものとします。

### 6 運用時間

運用時間は、開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。ただし、管理者が必要と認める場合はこの限りではありません。

### 7 発信内容

多くの利用者へ発信することが有益と判断される下記の内容を発信します。

- (1) 市の施策及び事業に関する情報
- (2) 市が主催及び共催するイベント情報
- (3) 市の話題や観光情報
- (4) 災害時における緊急情報
- (5) その他、所属長が許可した情報

### 8 運用ルール等

掲載内容への個別の意見や問い合わせ等に対しては、原則として個別対応はしません。

### 9 禁止事項

村上市公式 X に関して、下記の事項に該当する場合、利用者に断りなく投稿の削除や利用制限等を行う場合があります。

- (1) 特定の個人や企業、団体、国、及び地域を誹謗中傷するもの
- (2) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (3) 他の利用者または第三者になりすますもの
- (4) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他の営利を目的としたもの
- (6) 政治、宗教活動を目的としたもの
- (7) 市または第三者の知的財産権を侵害する、または侵害する恐れのあるもの
- (8) 法律、法令等に違反する内容、または違反する恐れのあるもの
- (9) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (10) 本人の許諾なく個人を特定・開示・漏えいするなどプライバシーを侵害するもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) Xの利用規約に反するもの
- (13) その他、管理者が不適切と判断した情報

## 10 知的財産権

村上市公式 X から発信する個々の情報（画像や動画等）に関する知的財産権は、市または原作者に帰属します。また、村上市公式 X の発信する内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製や転用をすることはできません。ただし、X の機能を使用し、情報拡散することはこの限りではありません。

## 11 免責事項

- (1) 市は、村上市公式 X の情報については細心の注意を払っていますが、情報の正確性、完全性、有用性等を保証する義務を負いません。
- (2) 市は、利用者が村上市公式 X の掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切責任を負いません。
- (3) 市は、利用者による投稿等については一切責任を負いません。
- (4) 市は、村上市公式 X に関連して、利用者間または利用者と第三者でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。
- (5) コメント等の投稿にかかる著作権等は、利用者が市に対し無償で使用する権利を許諾し、かつ、著作権等を行使しないことに同意したものとします。
- (6) 市は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直し、または運用を中止する場合があります。

## 12 個人情報の取り扱い

本アカウントでの個人情報の収集、利用、管理については、村上市個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱うものとします。

## 13 問い合わせ

この運用方針に関する問い合わせ先は、村上市企画戦略課企画政策室とします。

### 附 則

この運用方針は、令和 4 年 8 月 16 日から適用します。

附 則

この運用方針は、令和5年11月1日から適用します。